

車両運行管理支援のためのETC2.0特定プローブデータ配信事業 (令和3年度～令和4年度)に関する協定書

国土交通省道路局長(以下「甲」という。)と一般財団法人道路新産業開発機構(以下「乙」という。)は、「車両運行管理支援のためのETC2.0特定プローブデータ配信事業」(以下「本事業」という。)について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、乙が本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の趣旨を尊重し、本事業の配信事業者としてETC2.0車載器を搭載した車両の運行管理を行う事業者等に走行位置やブレーキ等の情報を提供することで、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援することを目的として締結する。

(事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第2条 乙は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、実施に当たっては、ETC2.0車載器を搭載した車両の運行管理を行う事業者等に走行位置やブレーキ等の情報を提供することで、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援するという本事業の趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、ETC2.0車載器から各道路管理者(高速道路会社等を含む。以下単に「各道路管理者」という。)の設備を経由して国が収集する特定車両(本事業においてプローブデータの収集対象である車両をいう。)の走行位置やブレーキ等の情報(以下「特定プローブデータ」という。)の受信、処理又は活用を希望する企業又は団体(法人格を有し、定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者に限る。以下「受信希望者」という。)に対して、配信対象である特定プローブデータについて、別途甲が定める車両運行管理支援のためのETC2.0特定プローブデータ配信事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)に示された要求水準に基づき配信を行う。乙から受信希望者に対する特定プローブデータの配信(以下「データ配信」という。)に当たっては、必要とされる関係法令等(以下「法令等」という。)の規定を遵守するものとする。

3 乙は本協定に従い、善良なる事業者の注意義務をもって本事業を実施しその他本協定上の義務を履行するものとする。

(費用負担)

第3条 本事業の実施に関する一切の費用は、本協定に別段の定めがある場合を除き、乙が負担するものとする。なお、配信は、甲が甲の事業目的で整備したシステムに乙がアクセスし活用して行うものとし、この活用において費用が追加となる場合については、乙が負担するものとする。

2 乙は、データ配信のために必要な諸費用を賄うことを上限として、受信希望者のうち、乙から直接特定プローブデータの配信を受ける者(以下「データ受信者」という。)から

受信料金を徴収することができるものとする。受信料金については第 14 条に定めるものとする。

(責任の負担)

第 4 条 乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 5 条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定により生じる権利を第三者に譲渡すること又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ、本協定上の地位及び本協定により生じる義務を第三者に継承させてはならないものとする。

第 2 章 本事業の実施に関する事項

第 1 節 準備行為

(準備行為)

第 6 条 乙は、第 38 条第 2 項に定めるデータ配信の開始日（以下「データ配信開始日」という。）から確実に特定プローブデータが配信されるよう必要な体制、人員を確保し、データ配信開始日までに、自己の責任及び費用負担において必要な準備を行わなければならない。この場合、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(データ配信開始の遅延)

第 7 条 データ配信開始日に甲又は乙の責めに帰すべき事由によりデータ配信が開始されない場合、乙に生じた損失については、乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙が負担するものとし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲及び乙は必要な措置を行うため協議するものとする。

2 前項のほか、第三者の責めに帰すべき事由により、データ配信開始日にデータ配信が開始されない場合は、甲及び乙は当該第三者への費用請求及び費用負担に関し必要な事項を定めるため協議するものとする。

第 2 節 データ配信

(データ配信の実施)

第 8 条 乙が実施するデータ配信については、本協定その他、車両運行管理支援のための ETC2.0 特定プローブデータ配信事業募集要項（以下「募集要項」という。）、及び要求水準書に従って乙が作成する事業計画書の定めるところに従うものとする。

2 乙が実施するデータ配信については、運行管理の効率化やドライバーの安全確保等の取組を支援することを目的とした ETC2.0 車載器を搭載した車両の運行管理を行う事業者等に加え、ETC2.0 車載器の走行試験に用いることを目的とした車載器メーカーも対象とする。

(データ配信の方法)

第9条 甲は、乙に対して特定プローブデータを、通信ネットワークを経由してのオンラインで提供するものとする。

2 乙は、データ受信者に対して特定プローブデータをインターネット接続による方式により配信するものとする。

(本事業の責務)

第10条 甲は、特定プローブデータを各道路管理者から適切に収集し、乙に対して安定的に提供を行うものとする。

2 乙は、データ受信者に対して安定的にデータ配信を行うものとする。ただし、甲と事前に協議したうえで、計画的なシステム点検・改良等によりデータ配信を短時間中断することは差し支えないものとする。

3 乙は、本事業のシステムの監視及び障害対応などデータ配信を行うための体制を整備するものとする。

4 乙は、甲から提供を受ける特定プローブデータについて、次の各号に掲げるものに該当する場合、その責任を甲に問わないものとする。

一 国のシステムに対して実施する保守、点検、改良等による、甲から乙に対する特定プローブデータの提供（以下「データ提供」という。）の停止

二 国のシステムの故障や通信異常等によるデータ提供の停止又は異常値の送信

5 乙は甲及び地方整備局が特定プローブデータを配信するためのシステムを利用し、工事等の効率化を実施する場合、その配信操作等の支援を行う。

6 乙は特定プローブデータを配信するためのシステムを運営するにあたり必要な車載器管理番号とASL-IDのペアリストに関する登録、問合せ等について対応する。

(データ提供・データ配信の障害発生時等の対応)

第11条 甲は、特定プローブデータを収集及び提供するためのシステムの保守、点検、改良等によりデータ提供ができなくなるときには、事前に乙に連絡するものとする。

2 甲は、障害発生等により一部又は全部のデータ提供ができなくなったときには、速やかに乙に連絡するとともに、早期復旧に努めるものとする。

3 乙は、甲の提供するデータを取得しデータ受信者に配信するためのシステムの保守、点検、改良等によりデータ配信ができなくなるときには、事前に甲と協議するものとする。

4 乙は、甲の提供する特定プローブデータを取得しデータ受信者に配信するためのシステムの障害等により一部又は全部のデータ配信ができなくなったときには、速やかに甲に連絡するとともに、早期復旧に努めるものとする。

5 乙は、甲又は乙のシステムの保守、点検、改良等によりデータ配信ができなくなるときには事前に、障害発生等によりデータ配信ができなくなったときには速やかに、データ受信者に周知するものとする。

(システムに対する責務)

第12条 甲は、甲の責任において、乙に特定プローブデータを提供するためのシステム等の準備及び保守を行うものとする。

- 2 乙は、甲の許可の元、乙の責任においてシステムを操作し、甲の提供する特定プローブデータを各事業者に配信するものとする。
- 3 本事業の配信において必要なディスク容量などをシステムに追加する方法については、整備時に協議するものとする。
- 4 甲がシステムのクラウド化等、抜本見直しを行う場合、本協定もそれぞれの責務について別途協議し、必要に応じ本協定を見直すこととする。

(データの無償提供)

第13条 甲は、本事業の実施のため乙に対して特定プローブデータを無償で提供するものとする。

(受信料金の徴収等)

第14条 乙は、本事業の実施にあたり、データ受信者から受信料金を徴収することができるものとする。

- 2 受信料金はデータ配信のために必要な諸費用を賄うことを上限とし、詳細については要求水準書の規定によるものとする。
- 3 受信料金は、甲と事前に協議し定めるものとする。受信料金を変更する場合も同様とする。
- 4 受信料金の収入は、本協定及び要求水準書に別段の定めがある場合を除き、全て乙の収入とするものとする。
- 5 データ配信に関わる収支状況については、他の経費と区分し、本事業のみの収支について第18条に定める収支報告書として毎年度作成し、甲に報告する。
- 6 収支状況から必要に応じ、乙は受信料金の改定を行うものとする。
- 7 収支状況から必要に応じ、甲は乙に対し、受信料金の引き下げ等を要請することができるものとする。
- 8 第1項の受信料金の額は、次に掲げる原則によって定めなければならないものとする。
 - 一 特定のデータ受信者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと
 - 二 特定プローブデータのもつ公共性及び受信希望者のニーズを踏まえたものであること

(提供情報の取扱い)

第15条 乙は、甲が提供する特定プローブデータを、システムの運用管理のために使用する場合を除き、データ受信者への配信以外の用途に用いる場合には、あらかじめ甲の承諾を得なくてはならないものとする。

(事業計画書の作成)

第16条 乙は、特定プローブデータの配信を開始する前に、要求水準書の定めるところに従い、募集要項に基づき作成した提案書を踏まえて、事業計画書を作成し、本協定締結後15日以内に甲に提出して承諾を得るものとする。

2 乙は、事業計画書に毎年度修正を加えるものとし、事業年度開始後15日以内に甲に提出して承諾を得るものとする。

3 乙は、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、甲と協議するものとする。

(データ利用状況の把握)

第17条 乙は、受信希望者の名称及び利活用状況を収集し、甲に報告するものとする。

(事業報告書の提出)

第18条 乙は、事業報告書(月報、年度報告書、収支報告書及び試行結果報告書)を作成し、甲に提出するものとする。

(第三者への委託)

第19条 乙は、本事業の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 本事業の主たる部分とは、事業における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 乙は、本事業の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委託し又は請け負わせる場合は、あらかじめ委託又は請負の相手方の住所、氏名、委託又は請負を行う業務の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入等の軽微な業務を委託し又は請け負わせようとするときには、適用しない。

5 委託又は請負の相手方が、さらに委託又は請負を行うなど、複数の段階で委託又は請負が行われるときは、軽微な業務を除き、あらかじめ委託又は請負の相手方の住所、氏名、委託又は請負を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を乙は甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更するときも同様とする。

6 前項の場合において、甲が本事業の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、乙はこれに応じなければならない。

7 第3項の規定に基づく委託及び請負の使用は、全て乙の責任において行うものとする。

8 乙は、本条に基づきデータ配信の一部を委託し又は請け負わせる場合、第32条第1項各号のいずれかに該当する者に対しては委託又は請負をさせないものとし、委託又は請負の相手方をして、第32条第1項各号のいずれかに該当する者に対してはさらに委託又は請負をさせないものとする。

(本協定、要求水準書等の変更及び変更に伴う措置)

第20条 甲及び乙は、受信希望者のニーズや社会情勢が変化し、又は法令等若しくは税制度が変更、追加され、若しくは、災害等の不可抗力その他甲及び乙の責めに帰すことができない事由が発生し、事業内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、本協定、要求水準書等を変更するものとする。

2 前項の場合のほか、事業内容等の変更が必要と甲が判断した場合には、双方協議の上、本協定、要求水準書等を変更できるものとする。

3 第1項に基づく変更又は甲及び乙の責めに帰すことのできない事由により前項に基づく変更が行われた場合で、当該変更起因して乙に損失が生じたときは、法令等又は税制度の変更、追加により、損失が生じた場合を除き、甲及び乙は、第三者への費用の請求及び費用負担に関し必要な事項を定めるため協議するものとする。

4 第1項又は第2項に基づく変更が法令等又は税制度の変更、追加を起因とする場合は、これにより生じた損失は乙が負担するものとする。

5 第2項に基づく変更が甲の責めに帰すべき事由による場合で、当該変更起因して乙に損失が生じたときは、乙の損失を補填するため必要な事項(事業期間を双方の合意する期間延長することを含むものとする。)に関して協議するものとする。

(データ配信の中断の対応)

第21条 甲の責めに帰すべき事由によりデータ配信の中断が余儀なくされた場合で、中断が長期間に及ぶ場合は、甲及び乙は、乙の損失を補填するため必要な事項(事業期間を双方の合意する期間延長することを含むものとする。)に関して協議するものとする。

2 災害等の不可抗力によりデータ配信の中断が余儀なくされた場合で、中断が長期間に及ぶ場合は、甲及び乙は、乙の損失を補填するため必要な事項(事業期間を双方の合意する期間延長することを含むものとする。)に関して協議するものとする。

3 第三者の責めに帰すべき事由によりデータ配信の中断が余儀なくされた場合、甲及び乙は、当該第三者への費用の請求及び費用負担に関し必要な事項を定めるため協議するものとする。

(法令等の変更)

第22条 法令等又は税制度の変更、追加により生じる費用の増加又は収入の減少は、乙が負担するものとする。

第3章 協定の解除に関する事項

(乙の協定不履行時の措置)

第23条 甲は、以下の場合には、乙に通知し、本協定を解除することができるものとする。

一 乙が、本協定、募集要項等及び事業計画書に規定される乙の義務に違反した場合又は治癒が可能であり、甲が相当の期間をもってその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかった場合

- 二 乙に法令等の不遵守があった場合又は治癒が可能であり、甲が相当の期間をもってその是正を求めたにもかかわらず、当該不遵守が治癒されなかった場合
 - 三 乙が、データ配信の全体又は一部を放棄したと認められる場合
 - 四 乙が事業計画書又は事業報告書に著しい虚偽の記載を行った場合
- 2 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、協定の解除に伴って生じた甲の損失を賠償する義務を負うものとする。

(協定の解除に必要な措置等)

- 第 24 条 前条に基づき甲が本協定を解除する前提として必要な手続を実施する場合、甲は、解除までの一定期間の暫定的な措置として、乙に対し前条第 1 項各号の解除事由を明示した通知をすることにより、解除の対象となるデータ配信を乙の代わりに実施することができるものとし、乙は甲によるデータ配信の実施に協力するものとする。なお、第 14 条の規定にかかわらず、受信料金は乙の収入とすることはできないものとする。
- 2 前項の場合、甲は、データ配信を自ら又は第三者に委託して実施するものとし、甲又は委託を受けた第三者は、乙が単独で所有する財産を含めデータ配信に必要な財産全体を無償で使用できるものとする。
- 3 前項のデータ配信の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

(甲の任意による解除)

- 第 25 条 本事業を継続する必要がなくなると客観的に認められる場合又はその他甲が必要と認める場合には、甲は 6 ヶ月以上前に乙に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。
- 2 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、甲は協定の解除に伴って生じた乙の損失を賠償する義務を負うものとする。
- 3 第 38 条第 3 項に定める試行期間における試行の結果、乙の本事業に係る事業工程、事業実施・管理体制、事業実施計画、安全対策その他の事業の実施に係る事項が、著しく効率性、合理性等に欠けると客観的に認められる場合、甲は 30 日以上前に乙に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、甲は協定の解除に伴って生じた乙の損失を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

(法令変更、不可抗力時の措置)

- 第 26 条 法令等若しくは税制度が本協定締結後変更、追加され、又は災害等の不可抗力その他甲及び乙の責めに帰すことができない事由が発生し、是正措置等に関して甲及び乙が協議したにもかかわらず本事業の存続が困難であると認められる場合には、甲は、乙に通知し、本協定を解除することができるものとする。
- 2 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、甲は協定の解除に伴って生じた乙の損失を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

(合意解除)

第27条 甲及び乙は、合意により本協定を解除することができるものとする。

- 2 前項に基づき甲及び乙が本協定を解除した場合、相手方に対する補償等必要な事項(甲が乙の損失を補填する場合には、事業期間を双方の合意する期間延長することを含む。)については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(許認可、届出等)

第28条 乙は、自己の責任及び費用負担において、本協定の義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令等に定める手続(以下「許認可等の取得等」という。)を行わなければならないものとする。ただし、甲が許認可等の取得等を行う必要がある場合には、甲が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について甲が乙の協力を求めた場合には、乙はこれに応じるものとする。

- 2 乙は、本協定の義務の履行に必要な許認可等の取得等に関する書類の写しを保存するものとし、甲が求めた場合、その写しを甲に提出するものとする。

(業務履行等の確認及び改善勧告)

第29条 甲は、乙が本協定、募集要項、要求水準書等及び事業計画書に規定された義務を適正かつ確実に履行しているか、要求水準を達成しているか否かを確認し、乙はこれに協力するものとする。

- 2 前項の確認によりデータ配信について要求水準を満たしていない又は本協定の債務不履行若しくはその懸念が生じたと判断される場合には、甲は、乙に対し書面によりその旨を指摘し、業務状況についての改善勧告を行い、一定の期間を定めて改善計画の提出及び改善計画に定められた改善策の実施を求めるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により、甲が改善勧告を行った場合、書面により改善計画を提出して甲の確認を得るものとし、改善計画に定められた改善策を実施しなければならないものとする。

第4章 その他

(公租公課)

第30条 乙は、本事業の遂行に関連して賦課される公租公課について、自己の責任においてこれを負担するものとする。

(事業年度)

第31条 本事業における事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(反社会勢力)

第32条 乙は、自己、その役員及び従業員が以下に該当しないことを本協定締結日において表明、保証する。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるもの

二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

三 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるもの

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

六 その他第一号から第五号までに準ずるもの

2 乙は、自己が前項各号に定める者とならないことを誓約する。

(著作権の帰属等)

第33条 本事業に関し、乙から提出される書面等については、その著作権は乙に帰属し、甲は、乙に事前に通知することにより、本事業の実施に必要な限りにおいて無償にてこれを利用することができるものとする。ただし、第38条第3項に定める試行期間における試行結果報告書及び関連資料の著作権については、甲に提出する時に乙から甲に無償で譲渡するものとする。

(第三者の権利の行使)

第34条 乙は、本事業に関し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を行使する場合は、その使用に関する責任を負う。

(秘密保持)

第35条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲又は乙が、司法手続又は法令等に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

一 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

二 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

三 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(個人情報保護)

第36条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、本事業に関して知り得た個人情報を本事業の実施の目的のみのために保有すると

もに、適正に取り扱い、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(有効期限)

第37条 本協定の有効期限は、令和5年3月31日までとする。

(事業期間、試行期間及びデータ配信期間)

第38条 本協定は、本協定の締結日から適用されるものとする。

- 2 本事業の期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。本協定に基づくデータ配信の開始日は、甲乙協議して定めるものとする。データ配信は令和5年3月31日までとする。
- 3 データ配信開始日から甲と乙とが協議して定める期日及びシステムの更新を行った場合の切り替えまでの間は試行期間とし、要求水準書に定める調査及び検証を行うものとする。
- 4 乙は、データ配信開始日から適切にデータ配信を開始するものとする。

(その他)

第39条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第40条 本協定には、日本国の法令が適用され、日本国の法令に準拠して解釈されるものとする。本協定等に関して生じた紛争の一切については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とする。

(本協定の変更)

第41条 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

本協定の証として本書2通を作り、押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月8日

甲 国土交通省道路局長 吉岡幹夫



乙 一般財団法人 道路新産業開発機構
理事長 朝倉康